

指定介護老人福祉施設の基準検討結果(共通項目以外)

2 個別事項

【施設系サービス】

項 目	委任の 類 型	検討内容	市の考え方
(1) 設備に関する事項(介護老人福祉施設)			
① 居室定員			
○従来型	参 酌	<p>【国省令】 居室の定員は「1人」とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>○国省令は、平成24年4月1日の改正により、居室定員1人(ただし2名まで可)としているが(従来は4名以下)、利用者の費用負担の面で多床室も必要ではないか。</p> <p>○市の介護保険制度の現状や過去の市の施設整備方針等を考慮し、適正な定員規定を設けるべき。</p>	<p>【市基準(案)】 原則1人とし、ただし書きで、既存施設の増床等の場合のみ「4人以下」まで認める。</p> <p>【理 由】 市の施設整備方針として、既存施設が増床整備を行う際、施設から要望があれば多床室(4名以下)を認めてきた。その理由の一つとして、利用者の費用負担の問題が挙げられる。</p> <p>利用者のプライバシーの確保、市内の既存施設の状況等を勘案し、原則1人とし、ただし書きで、既存施設の増床等の場合のみ「4人以下」まで認める規定とする。</p>
○ユニット型	参 酌	<p>【国省令】 「おおむね10人以下」</p> <p>○建設コストや面積の有効活用など事業者側の運営面と職員の配置基準など入所者の処遇面等を勘案し、適正な定員規定を設けるべき。</p>	<p>【市基準(案)】 国省令どおり</p> <p>【理 由】 居室定員を増やすことは、処遇の質の低下が懸念されるため、現状どおりとする。(職員配置の最低基準を満たせばよいという事業者がないとは言えない。) ※介護職員配置の最低基準上は、入居者10人、12人でも介護職員4人</p>
② 食堂及び機能訓練室の面積基準	参 酌	<p>【国省令】 食堂及機能訓練室の合計した面積は、「3㎡×入所定員以上」</p> <p>○従来型特別養護老人ホームについても、他の施設サービス同様にそれぞれの面積基準を設けた方がよいか。</p>	<p>【市基準(案)】 国省令どおり</p> <p>【理 由】 他の施設サービスと比較し、入居者の身体状況が異なることや機能訓練室の利用率が低いこと等勘案すると、他の施設サービスのように個別に面積基準を設けることは特養にはなじまない。(国省令どおりとした方が、面積配分にも幅が持てる。)</p>
③ 廊下の幅	参 酌	<p>【国省令】 廊下の幅は、1. 8m以上、中廊下の幅は、2. 7m以上</p> <p>○特別養護老人ホーム(広域型)の廊下幅は、バリアフリー法等他法令の基準と比較し広すぎる感がある。</p> <p>○地域密着型の廊下幅の規定を準用できないか。</p> <p>※地域密着型は、既に緩和規定が設けられているので検討項目対象外。</p>	<p>【市基準(案)】 国省令どおり</p> <p>【理 由】 広域型と地域密着型では、定員数が全く異なり、1フロアあたりの、定員数も異なる。単純に地域密着型の基準を準用することはできない。国省令は、非常時の円滑な避難を目的として定められた基準であり、妥当な数値と思われる。</p>
④ 特別避難階段の設置	参 酌	<p>【国省令】 居室等が3階以上にある場合は、特別避難階段を2以上</p> <p>○特養に「特別避難階段」の設置が必要か。「避難階段」とすることはできないか。建築コストの削減、面積の有効利用が期待できる。</p> <p>○他の施設サービスの基準では、「特別避難階段」に設置義務はないので比較検討する。</p>	<p>【市基準(案)】 国省令どおり</p> <p>【理 由】 特養入所者の介護度等考慮すると付室のある特別避難階段は、少なからずとも災害発生時には有効と思われるため、入所者の安全面の第一に考え、国基準は妥当と思われる。</p>
(2) その他共通項目以外の項目			
① 環境保全等への取り組み		<p>省エネルギー対策、県材利用、地場食品利用の推進等の規定を新たに設けるか。利用者のサービス向上につながる環境保全等への取り組みを新たに設けるか。</p>	<p>条例では規定を設けず、指導指針・要綱等で規定するに止める。</p>